

## 利用の 変更

- ・1回に限り変更ができます。変更日を劇場までご連絡のうえ、**利用承認変更申請書【様式第 5】**にお手元の**利用承認書【様式第 2】**を添えて提出してください。
- ・なお変更により利用料が増額となる場合は差額を納付、また減額となる場合、差額の還付はできません。
- ・変更申請の期限は下記の通りです。

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 主ホール、アートスペース、創造活動室 A・B | 利用日の 30 日前まで |
| 創造活動室 C～G、研修室          | 利用日の 5 日前まで  |

## 利用の 取消

- ・利用の取消をする場合は、劇場まで速やかに連絡し、**利用承認取消申請書【様式第 4】**にお手元の**利用承認書【様式第 2】**を添えて提出してください。
- ・原則として納付された利用料は還付できません。ただし下記の取消申請書届出期限までに、窓口にて取消の手続きをした場合には、所定の利用料を口座振込にて還付いたします。その際は、**利用料還付申請書【様式第 8】**、**還付請求書**を劇場まで提出してください。

| 利用承認を受けた施設   | 取消届出期限       | 還付率  |
|--------------|--------------|------|
| 主ホール アートスペース | 利用日の 90 日前まで | 100% |
| 創造活動室 A・B    | 利用日の 30 日前まで | 50%  |
| 創造活動室 C～G    | 利用日の 30 日前まで | 100% |
| 研修室(大)(小)    | 利用日の 5 日前まで  | 50%  |

※還付請求の際は、振込先の口座番号、また申請者と還付先が違う場合、申請者記入の委任状が必要となります。